

鹿屋市電子計算組織の管理運営に関する規程の一部を改正する訓令

鹿屋市電子計算組織の管理運営に関する規程（平成18年鹿屋市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、鹿屋市個人情報保護条例（平成18年鹿屋市条例第17号）に定めるもののほか」を削り、同条第2号中「実施機関」の次に「（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。次号において同じ。）」を加える。

第10条第3項中「、費用」を「及び費用」に改める。

第13条第1項中「個人情報保護」を「個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報をいう。第21条において同じ。）の保護」に改める。

第24条第2項中「立ち入り」を「立入り」に改める。

第27条第5項中「問い合わせ」を「問合せ」に改める。

第28条第3項中「わかりやすい」を「分かりやすい」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。